

第3期八潮市地域福祉計画見直し版の パブリックコメントに寄せられた意見と対応について

1 意見募集期間

令和6年11月20日（水）から令和6年12月20日（金）まで（31日間）

2 意見提出者数・件数

提出者数 3人 提出件数 7件

3 意見と市の考え方

反映の区分

A：意見を反映し、案を修正する（した）	0件
B：すでに案で対応している	1件
C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく	2件
D：意見を反映できなかった（しない）	4件
E：その他（計画とは関係ない意見）	0件

計画案のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
●意見1（計画掲載ページP21）	相談支援の充実について 8050問題の相談支援、情報等の提供が必要だと思います。	8050問題の相談支援、情報提供については、基本目標4施策の柱（1）施策の内容③「重層的支援体制の構築【八潮市重層的支援体制整備事業実施計画】」の関連する取組「属性や世代を問わない包括的な相談（包括的相談支援事業）」及び「各種会議・関係機関とのネットワークや地域住民等のつながりの中から対象者の発見（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）」において、支援を行うものと考えております。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	C
●意見2（計画掲載ページなし、第3期八潮市地域福祉計画掲載ページP62）	地域福祉の基盤の整備について 活動の目安となる範囲をどのように設定するかは大きな課題です。地域福祉圏域との境界線の整合性が取れていない状況にあります。活動エリアを揃えて地域福祉の基盤整備を進めていかなければならないと考えます。	八潮市地域福祉計画では、より細かな地域特性に応じた支援体制を構築するため、「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で定めている日常生活圏域を地域福祉圏域の基本とし、東部、西部、南部、北部の4圏域としています。 地域福祉の活動団体の一つである民	D

		生委員・児童委員協議会は推薦母体である町会・自治会に合わせ、3圏域で活動しており、圏域に差が生じている状況です。 しかし各活動圏域を変更する場合には、関連団体の意見等を伺いながら進めていく必要があることから、今後、時期を捉えながら検討してまいります。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	
●意見3（計画掲載ページなし）	地区社協や地区町会・自治会連合会の設置について 近隣市で設置ケースが多いエリア単位での検討を行う必要があります。	地区社協は福祉推進の自主組織的な役割を担っている法的な位置づけのない任意団体であると認識しています。 現在各地区各支部において事業を展開、実施しているところですが、現状では実情に応じた事業を実施できているものと考えておりますことから、今のところ検討しておりません。 また地区町会・自治会連合会につきまして、町会・自治会連合会による審議が必要かつ、町会・自治会連合会からそういった意見をいただいたことがないことから、現状においては検討しておりません。	D
●意見4（計画掲載ページなし）	「地区版」の地域福祉計画の策定について 八潮市では地区ごとに高齢化率が大きく違い、福祉政策の内容の関心も違うことから、地区ごとにあった課題解決のための計画をかがけると計画進展に効果があります。地域福祉計画の「地区版」をエリアごとに策定する環境づくりを進めてください。	「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画であり、高齢者や障がい者、児童等の福祉の各分野における共通の事項を横断的に記載する「上位計画」としても位置付けられています。 地域福祉計画は、福祉の総合計画的面を持っており、地域全体の計画であることや、すでに各地区各支部の実情に応じた事業を展開、実施していることから、ご要望の地区版の地域福祉計画につきましては、現状においては、検討しておりません。 記載につきましては、計画案のとおり	D

		とさせていただきます。	
●意見 5（計画掲載ページ P15、P21）	相談支援体制の充実について 地域福祉コーディネーターを活動エリアごとに配置してください。	地域福祉コーディネーターの配置については、基本目標 2 施策の柱（2）施策の内容①「地域福祉を担う人材の育成・支援」の関連する取組「専門職（地域福祉コーディネーター等）の配置を検討」において、八潮市社会福祉協議会で検討を進めています。現在、社会福祉協議会では、高齢者支援に特化した「生活支援コーディネーター」を配置していますが、今後は、高齢者だけではなく、全住民を支援の対象とする地域福祉コーディネーターの配置ができるよう、地域の社会資源の把握、情報収集・整理や関係機関との連絡・調整に努め、住民等との関わりの中で地域福祉コーディネーターとしてのノウハウを学んでいるところです。市としましても、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置できるよう、連携してまいります。 記載につきましては、計画案のとおりとさせていただきます。	B
●意見 6（計画掲載ページ P21）	相談支援体制の充実について 町会・自治会担当職員が町会・自治会への福祉に関する相談事にのる体制づくりを進めてください。	町会・自治会担当職員の業務内容は、町会・自治会連合会の総会等に参加し、市の施策などの情報提供を行うほか、町会・自治会からの市に対する意見等を担当課へ伝える役割と規定されています。 今後につきましても、福祉に関する相談、支援は引き続き担当課で対応いたします。	D
●意見 7（計画掲載ページ P14、P23）	重層的支援体制の構築について 「若年性認知症や高次脳機能障害の早期発見・早期対応と介護支援の充実」という施策を位置付けてください。もしくは「これまでの制度では支援が十分に行き届かなかった人に対しても必要な支援が継続して行き届くよう、専門相談支援の充実や医療・福祉などの関係機関	若年性認知症や高次脳機能障害の方に関する各種支援等個別具体的な事業については、個別計画である「八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「八潮市障がい者行動計画・八潮市障がい福祉計画」に含まれる内容となります。 記載につきましては、計画案のとおり	C

	のネットワーク化を推進していきます。」といった施策を位置付けてください。	とさせていただきます。	
--	---	--------------------	--